京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

現行

(入札保証金の額及び利子)

第8条 地公令第21条の15の規定に 第8条 地公令第21条の14の規定 よる入札保証金の額は、当該入札金額 の100分の5以上に相当する額とす る。

2 • 3 (略)

(随意契約によることができる額)

第28条 地公令第21条の14第1項 第28条 地公令第21条の13第1 第1号の規定により随意契約によるこ とができる額は、別表左欄に掲げる契 約の種類に応じ同表右欄に掲げる額の 範囲内とする。

(特定の随意契約に係る手続の特例)

- 第28条の2 管理者は、地公令第21 条の14第1項第3号及び第4号に該 当する場合に行う随意契約で、予定価 格が前条に規定する額を超えるものを するときは、次に掲げる手続を行わな ければならない。
 - (1) 契約の締結を予定する日の原則と して2箇月前までに、次に掲げる事 項を公表すること。

ア~ウ (略)

(2) • (3) (略)

2 · 3 (略)

(随意契約の相手方)

改正後

(入札保証金の額及び利子)

- による入札保証金の額は、当該入札金 額の100分の5以上に相当する額 とする。
- 2 3 (略)

(随意契約によることができる額)

項第1号の規定により随意契約によ ることができる額は、別表左欄に掲げ る契約の種類に応じ同表右欄に掲げ る額の範囲内とする。

(特定の随意契約に係る手続の特例)

- 第28条の2 管理者は、地公令第21 条の13第1項第3号及び第4号に 該当する場合に行う随意契約で、予定 価格が前条に規定する額を超えるも のをするときは、次に掲げる手続を行 わなければならない。
 - (1) 契約の締結を予定する日の原則 として二箇月前までに、次に掲げる 事項を公表すること。

ア~ウ (略)

(2) • (3) (略)

2 · 3 (略)

(随意契約の相手方)

- 争入札有資格者名簿又は指名競争入札 有資格者名簿に登載されている者でな ければならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当するときは、この限りで ない。
 - (1) 地公令第21条の14第1項第1 号の規定により、予定価格が10,0 00円以下の物品を購入する契約 (当該物品を納入する前に代金を支 払うことを約する契約を除く。)を締 結するとき。
 - (2) (3) (略)

- 第29条 随意契約の相手方は、一般競 第29条 随意契約の相手方は、一般競 争入札有資格者名簿又は指名競争入 札有資格者名簿に登載されている者 でなければならない。ただし、次の各 号のいずれかに該当するときは、この 限りでない。
 - (1) 地公令第21条の13第1項第 1号の規定により、予定価格が10,
 - 000円以下の物品を購入する契約 (当該物品を納入する前に代金を支 払うことを約する契約を除く。)を締 結するとき。

(2) • (3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画総務課)